

# 相続手続きのご案内

ご親族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

お亡くなりになられたお客様には、永年にわたりお取引を賜り誠にありがとうございました。

ご生前の当行庫とのお取引につきましては、相続手続きが必要となりますので、相続人様においてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、相続手続きをスムーズに進めていただくため、本冊子により一般的な相続手続き方法や必要書類についてご案内いたします。



岩手銀行・北日本銀行・東北銀行

岩手県内信用金庫 共通書式

- ※ 相続手続きを9行庫が共同して行うものではありません。  
お手続きにおいては各行庫ごとにそれぞれ書類のご提出が必要となります。

(2022.6.1 作成)

## 目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

### 必要書類のご案内

相続手続きのご確認フロー・・・・・・・・ P2

A. 遺言書がなく、遺産分割協議書もない場合・・・・・・・・ P3

B. 遺産分割協議書がある場合・・・・・・・・ P4

C. 遺言書があり、遺言執行者の指定がない場合・・・・・・・・ P5

D. 遺言書があり、遺言執行者の指定がある場合・・・・・・・・ P6

E. 家庭裁判所の調停または審判による場合・・・・・・・・ P7

MEMO

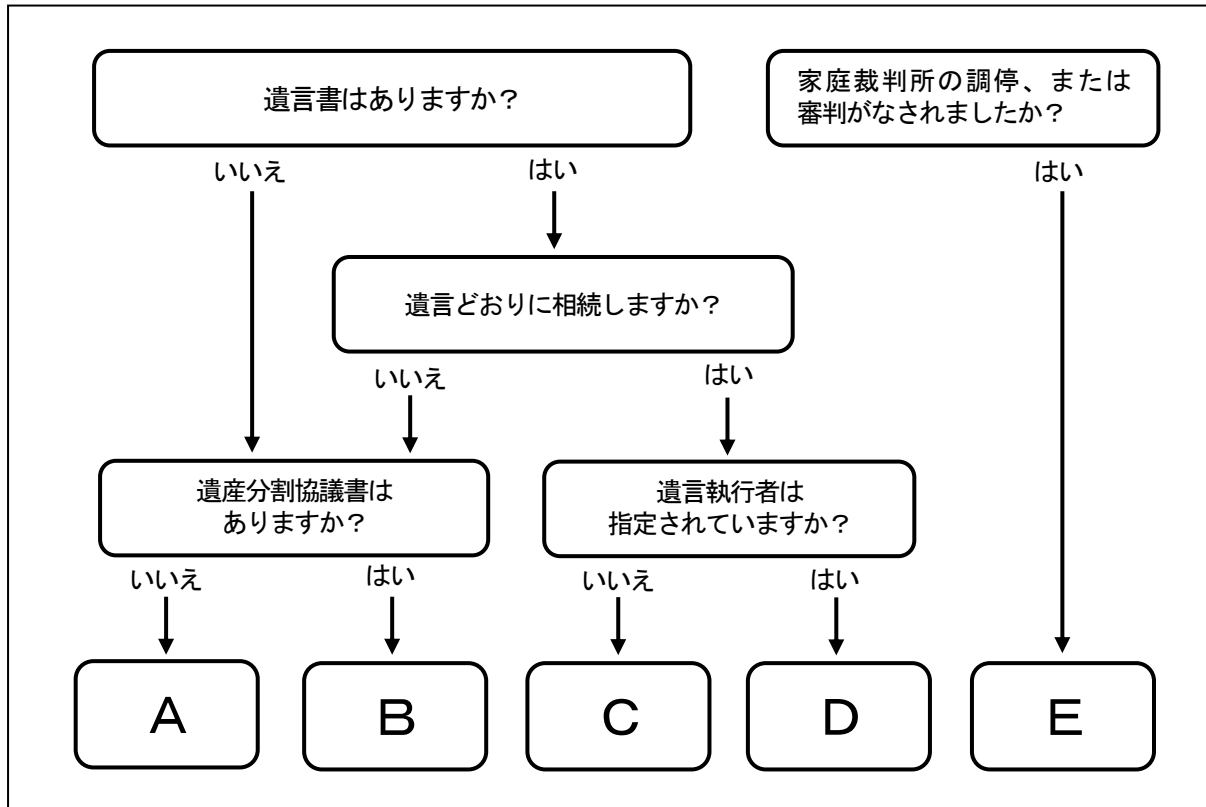
## はじめに

相続の開始が確認できた場合、相続手続きが完了するまでは、原則としてご預金等のお引出し、ご入金ができなくなります。

| お取引内容    | 相続開始後の取扱い  |
|----------|--|
| お引出し     | ● お取扱いできません  |
| お預入れ     | ● お取扱いできません  |
| 口座振替     | ● 公共料金や各種クレジット料金等、全てのお引落を停止させていただきます<br>● 引き続き口座振替のご利用を希望される場合は、収納先へのお届けとあわせてお早めに引落口座の変更手続きをお願いします |
| 振込入金     | ● 先方の金融機関を通じ振込依頼人様の指示によりお取扱いいたします<br>● 家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください                         |
| 総合口座貸越取引 | ● 貸越金がある場合や貸越利息が生じている場合は、総合口座担保定期預金と差引計算（払戻充当）させていただきますか、別途資金によりご返済をお願いいたします                       |
| 当座預金     | ● 名義変更はできませんのでご解約させていただきます<br>● 未使用の手形・小切手用紙はご返却ください<br>● 生前に振出された未決済の手形・小切手がある場合はお申し出ください         |
| 外貨預金     | ● ご解約と名義変更の2通りのお手続方法があります<br>● ご解約の場合、解約日の相場が適用されます  |
| 公共債・投資信託 | ● 手続きが必要となりますのでお申し出ください  |
| 貸金庫      | ● 相続人様全員のご同意のもとに開庫し、格納品をお引き取りいただきます  |
| ご融資・ローン  | ● 亡くなられた方が債務者または保証人等の場合は、手続きが必要となりますのでお申し出ください   |

# 必要書類のご案内

## ○ 相続手続きのご確認フロー



| 区分 | 相続方法                 |
|----|----------------------|
| A  | 遺言書がなく、遺産分割協議書もない場合  |
| B  | 遺産分割協議書がある場合         |
| C  | 遺言書があり、遺言執行者の指定がない場合 |
| D  | 遺言書があり、遺言執行者の指定がある場合 |
| E  | 家庭裁判所の調停または審判による場合   |

次ページで区分ごとの一般的な必要書類をご案内いたします。

## A. 遺言書がなく、遺産分割協議書もない場合

- ・遺言書や遺産分割協議書がなく、相続人様全員の合意にもとづいて、相続財産を受領していただくお手続きです。

### ○ 必要書類のご案内

| ご用意いただく書類   | 補足説明  |
|---|---|
| ① 被相続人様(亡くなられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本<br>または法定相続情報一覧図 | ・相続人様が兄弟姉妹の場合は、被相続人のご両親様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本も必要です   |
| ② 相続人様の戸籍謄本<br>(代襲相続が発生する場合は必要)                         | ・相続人に代襲相続がある場合、被代襲相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご提出ください<br>・法定相続情報一覧図がある場合は提出不要です   |
| ③ 相続人様全員の印鑑証明書  | ・発行日から6ヵ月以内のものをご提出ください  |
| ④ 相続手続依頼書(共通書式)   | ・相続手続代表者の欄は、金融機関に来店し、代表してお手続きをされる方にご署名・実印押印いただきます<br>・相続人様全員にご署名・実印押印いただきます<br>・相続人様に未成年者がいる場合、未成年者とその親権者様が利益相反する場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります |
| ⑤ 相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類・実印                             | ・運転免許証や健康保険証など、相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類をご提示ください   |
| ⑥ ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード、貸金庫の鍵・利用カードなど                    | ・紛失されている場合は窓口までお申し出ください   |

## B. 遺産分割協議書がある場合

- ・「どの財産を誰に取得させるか」について、相続人様全員で話し合いをして決めることを遺産分割協議といいます。
- ・遺産分割協議がまとまった場合には、その内容を記した遺産分割協議書を作成し、この協議書にもとづき分配するお手続きが行われます。

### ○ 必要書類のご案内

| ご用意いただく書類   | 補足説明   |
|---|--|
| ① 遺産分割協議書   | <ul style="list-style-type: none"><li>・相続人様全員の自署・実印押印・印鑑証明書の添付があるものがが必要です</li><li>・相続人様に未成年者がいる場合、未成年者とその親権者様が利益相反する場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります</li></ul> |
| ② 被相続人様(亡くなられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本<br>または法定相続情報一覧図 | <ul style="list-style-type: none"><li>・相続人様が兄弟姉妹の場合は、被相続人のご両親様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本も必要です</li></ul>  |
| ③ 相続人様の戸籍謄本<br>(代襲相続が発生する場合は必要)                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・相続人に代襲相続がある場合、被代襲相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご提出ください</li><li>・法定相続情報一覧図がある場合は提出不要です</li></ul>                             |
| ④ 当行庫預金をお受取りになる相続人様の印鑑証明書                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・発行日から6か月以内のものをご提出ください</li></ul>   |
| ⑤ 相続手続依頼書(共通書式)   | <ul style="list-style-type: none"><li>・相続手続代表者の欄は、金融機関に来店し、代表してお手続きをされる方にご署名・実印押印いただきます</li><li>・当行庫預金をお受取になる相続人様に署名・実印押印いただきます</li></ul>                  |
| ⑥ 相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類・実印                             | <ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証や健康保険証など、相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類をご提示ください</li></ul>  |
| ⑦ ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード、貸金庫の鍵・利用カードなど                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・紛失されている場合は窓口までお申し出ください</li></ul>  |

## C. 遺言書があり、遺言執行者の指定がない場合

- ・亡くなられた方が遺言で遺産の分割方法を定められた場合は、それに従って遺産を分割することになります。
- ・主な遺言書の方式としましては、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。
- ・遺言書がある場合で遺言執行者の指定がない場合は、預金をお受取りになる相続人、または受遺者の方が相続手続を行います。
- ・遺言書で遺言執行者が指定されていない場合等は、利害関係人等が家庭裁判所に請求することで、遺言執行者を選任することができます（この場合は次項の「D. 遺言書があり、遺言執行者の指定がある場合」をご確認ください）。

### ○ 必要書類のご案内

| ご用意いただく書類   | 補足説明   |
|---|--|
| ① 遺言書   | ・ 法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用の場合は「遺言書情報証明書」が必要になります  |
| ② 検認済証明書<br>または遺言書検認調書謄本                              | ・ 公正証書遺言の場合、もしくは法務局における自筆証書遺言書保管制度をご利用の場合は不要です   |
| ③ 被相続人様(亡くなられた方)の死亡の事実が確認できる戸籍謄本、除籍謄本<br>または法定相続情報一覧図 |  |
| ④ 当行庫預金をお受取りになる相続人様<br>または受遺者様の印鑑証明書                  | ・ 発行日から6ヵ月以内のものをご提出ください  |
| ⑤ 相続手続依頼書(共通書式)                                       | ・ 相続手続代表者の欄は、金融機関に来店し、代表してお手続きをされる方にご署名・実印押印いただきます<br>・ 当行庫預金をお受取になる相続人様、または受遺者様に署名・実印押印いただきます |
| ⑥ 相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類・実印                           | ・ 運転免許証や健康保険証など、相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類をご提示ください   |
| ⑦ ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード、貸金庫の鍵・利用カードなど                  | ・ 紛失されている場合は窓口までお申し出ください   |

## D. 遺言書があり、遺言執行者の指定がある場合

- ・亡くなられた方が遺言で遺産の分割方法を定められた場合は、それに従って遺産を分割することになります。
- ・主な遺言書の方式としましては、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。
- ・遺言者（亡くなられた方）は遺言で遺言執行者を自ら指定するか、その指定を第三者に委託することができます。
- ・遺言執行者は遺言を執行するための一切の権利と義務を持ちます。

### ○ 必要書類のご案内

| ご用意いただく書類   | 補足説明   |
|---|--|
| ① 遺言書   | ・ 法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用の場合は「遺言書情報証明書」が必要になります        |
| ② 検認済証明書<br>または遺言書検認調書謄本                              | ・ 公正証書遺言の場合、もしくは法務局における自筆証書遺言書保管制度をご利用の場合は不要です       |
| ③ 遺言執行者選任審判書謄本  | ・ 遺言執行者が家庭裁判所より選任されている場合はご提出ください（遺言書で指定されている場合は不要です） |
| ④ 被相続人様(亡くなられた方)の死亡の事実が確認できる戸籍謄本、除籍謄本<br>または法定相続情報一覧図 |  |
| ⑤ 遺言執行者様の印鑑証明書  | ・ 発行日から6ヵ月以内のものをご提出ください                              |
| ⑥ 相続手続依頼書(共通書式)                                       | ・ 遺言執行者様にご署名・実印押印いただきます                              |
| ⑦ 相続手続代表者様(遺言執行者様)の本人確認書類・実印                          | ・ 運転免許証や健康保険証など、相続手続代表者様(遺言執行者様)の本人確認書類をご提示ください      |
| ⑧ ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード、貸金庫の鍵・利用カードなど                  | ・ 紛失されている場合は窓口までお申し出ください                             |



## E. 家庭裁判所の調停または審判による場合

- ・ 相続人様全員一致による遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に申立てを行います。
- ・ 裁判所では、まず調停により遺産分割を行います。
- ・ 調停で合意に至らなければ、審判によって遺産分割を行います。

### ○ 必要書類のご案内

| ご用意いただく書類                            | 補足説明   |
|--------------------------------------|--|
| ① 遺産分割調停調書謄本                         | ・ 調停成立の場合ご提出ください   |
| ② 遺産分割審判書謄本および確定証明書                  | ・ 審判確定の場合ご提出ください   |
| ③ 調停・審判により当行庫預金をお受取りになる方の印鑑証明書       | ・ 発行日から6ヵ月以内のものをご提出ください  |
| ④ 相続手続依頼書(共通書式)                      | ・ 相続手続代表者の欄は、金融機関に来店し、代表してお手続きをされる方にご署名・実印押印いただきます<br>・ 調停または審判により、当行庫預金をお受取りになる方にご署名・実印押印いただきます |
| ⑤ 相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類・実印          | ・ 運転免許証や健康保険証など、相続手続代表者様(ご来店者様)の本人確認書類をご提示ください   |
| ⑥ ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード、貸金庫の鍵・利用カードなど | ・ 紛失されている場合は窓口までお申し出ください   |